

令和4年度 第1回 神奈川県土地収用事業認定審議会 議事録

- 1 日 時 令和4年9月16日(金) 10:00~10:50
2 場 所 神奈川県庁新庁舎12階県土整備局大会議室
3 出席者
事業認定審議会委員 佐藤委員、嘉藤委員、石川委員、荒井委員
事務局 幹事 加治用地課長
書記 杉本課長代理、中島主査、熊澤主任主事、瀬口主任主事
4 傍聴者 なし

5 審議経過

【事務局】

それでは、ただいまから令和4年度第1回の神奈川県土地収用事業認定審議会を開催いたします。

私は、用地課の課長代理をしております杉本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、本日は6名中4名の委員の方が出席されていますので、神奈川県土地収用事業認定審議会条例第5条に定められました、委員の2分の1以上の出席の定足数を満たしておりますことを確認させていただきます。

続きまして、本日の議題に入ります前に、用地課長の加治より、一言ご挨拶をさせていただきます。

【用地課長】

(あいさつ)

【事務局】

それでは、本日の議事の進行順序ですが、まず、運営規程に基づき会議を公開することについての確認をお願いします。

次に、会長及び副会長の選任をお願いします。

続いて、土地収用制度について、事務局から説明をさせていただきます。

最後に、運営規程に基づき、議事録の公開について協議いただくという順序にしたいと考えております。

議事の流れは以上でございます。

なお、審議会の議事録作成及び今後の審議会運営の参考にさせていただくため、ICレコーダーによる録音及び写真撮影を行いたいと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(了承)

では、ただ今から録音をさせていただきます。

以降の進行は、当審議会幹事である加治用地課長が行います。

【用地課長】

それでは、先ほどの話にもありましたが、本日は委員改選後初めての審議会になります。今年度から2名の方に新たに委員にご就任いただいております。

大変恐縮でございますが、折角の機会ですので、新たにご就任いただきました嘉藤委員、荒井委員におかれましては、自己紹介をいただければと存じます。

(嘉藤委員、荒井委員 自己紹介)

どうもありがとうございました。

なお、経済界の委員におかれましては、ただいま調整中でございます。決まり次第皆様にご報告させていただきます。

また、神奈川県土地収用事業認定審議会条例第2条におきまして、審議会は7人以内の委員をもって組織するとありますので、規定上は問題ないことを併せてご報告いたします。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局職員自己紹介)

続きまして、本日の会議の公開について確認させていただきます。当審議会の運営規程第7条によりますと、会議は公開が原則となっております。ただし、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じるおそれがあるなど、非公開事由に該当すると審議会が判断した場合は、非公開とすることができます。今回の議題、資料から判断しますと、本日の会議は非公開事由に該当しないと考えられます。この点について、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

特にご意見等はないようですので、会議を公開することといたします。

なお、現在のところ傍聴人はおりません。この後、傍聴希望者が来た場合は傍

聴可能とさせていただきます。

それでは議題に移ります。

まず議題(1)の「会長・副会長の選任について」でございます。会長及び副会長は、当審議会条例第4条の規定により、委員の互選によって定めることとなっておりますが、僭越ですが、便宜的に、私の方で進行させていただきます。

それでは、会長及び副会長の選任について、自薦他薦を問いませんが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

(意見なし)

特にご意見がないようですので、事務局から提案をさせていただきたいと思いますが、事務局案としては、前期に、副会長をお願いしておりました佐藤委員を会長に、また法学界の分野において新たにご就任いただいた嘉藤委員を副会長にお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員に本審議会の会長を、嘉藤委員に副会長をお願いいたします。

早速で恐縮ですが、審議会条例第5条により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐藤会長に本日の審議会の議長をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、議長席の方へお移りいただき、以後の議事進行をよろしくお願いいたします。

【議長（佐藤委員）】

(あいさつ)

次に、議題(2)「土地収用制度について」に移ります。これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「土地収用制度について」ご説明させていただきます。

1枚目に「土地収用制度について」と記載されたパワーポイント資料をご覧ください。この資料は片面1枚にスライド2ページ分を印刷しておりますが、それぞれのスライドの右下にページ番号を記載しております。

スライド2ページをご覧ください。ご説明する内容はこちらの「本日の流れ」とおりとなります。内容については、既にご承知の委員の方もいらっしゃると思いますが、本審議会の基本的な事項になりますので、改めてご説明させていただきます。

まず「1. 土地収用法について」ご説明します。スライド4ページをご覧ください。

財産権は、日本国憲法によって強い保障のもとにあります。日本国憲法第29条第1項には、「財産権は、これを侵してはならない。」と定められておりますが、財産権は、憲法が保障する基本的人権であり、公共事業のためであっても、無闇に制限することはできません。

ただし、例外的に、私有財産を公共の用に供することができる場合があります。日本国憲法第29条第3項では、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とされています。

社会活動が円滑に進んでいくためには様々な公益性のある事業が必要とされていますが、この事業を実施するためには、多くの場合土地が必要です。財産権は保障されるべき基本的人権ではありますが、社会活動に支障を生じさせないために、財産権を制限し、公益性のある事業に必要な土地を強制的に取得させる必要があります。それについて定めているのが土地収用法です。

スライド5ページをご覧ください。土地収用法が適用された場合、最終的には土地等の所有者の財産権を制限して、事業を行う起業者は収用・使用する権利を得ますが、これは用地取得における最終手段であり、起業者は慎重な検討の上、土地収用法の活用を判断する必要があります。事業用地を早急に取得する必要があるか、取得する範囲は必要最小限か、他にも「収用」ではなく「使用」で対応できないか等、権利を制限する必要性を検討します。

スライド6ページをご覧ください。先ほど、憲法第29条第3項についてご説明しましたが、改めてここには「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とあります。ここで、公共のためにとというのはどの程度の公益性・公共性を要するのかということが論点になってきますが、申請事業について主に公益性の認定をするのが事業認定手続となります。また同様に正当な補償というのはどの程度の金額になるのかということが論点になってきますが、主に収用する土地の補償金額の確定をするのが、裁決手続となります。本県の場合は、事業認定手続を用地課が、裁決手続を収用委員会が所管しています。なお、収用委員会については、県知事とは独立した機関という扱いになっております。

スライド7ページをご覧ください。土地収用全体の流れについてご説明します。

事業認定の処分は、国土交通大臣又は都道府県知事が行いますが、ここでは、都道府県知事が事業認定を行う場合についてご説明します。

土地収用法において、市町村のように公共事業を行う主体を起業者とといいます。事業認定申請は、起業者が事業に必要な土地を取得する際、事業反対等により任意契約での取得ができない場合に、起業者の判断で行われます。

フロー図に基づき説明をしていきますが、事業認定は起業者が事業説明会を開催した上で事業認定庁に申請を行います。申請を受けた事業認定庁である本県は、まず、申請書の写しを公告・縦覧します。この期間内に、利害関係人から事業認定に反対する旨の意見書が提出された場合は、上段のフローのとおり事業認定審議会を開催し、この際委員の皆様にご審議いただくこととなります。他にも、下段のフローのとおり利害関係人は審議会とは別に公聴会開催請求を認定庁に提出することができます。

これらの手続きを経て、事業認定庁は事業認定に関する処分を行います。その後、起業者は、次の段階の裁決手続に入り、収用委員会の裁決があると、土地所有者に補償金を支払い、土地の所有権を取得するという流れになっています。なお、裁決後も土地所有者が期限までに起業者に土地を引き渡さないときは、起業者の請求により都道府県知事が行政代執行を行うこととなります。

続いて、「2. 事業認定の概要」でございます。スライド9ページをご覧ください。事業認定とは、「申請事業が土地を収用するに値する公益性を有することを認定すること」であります。

スライド10ページをご覧ください。事業認定庁についてですが、事業の内容によって事業認定の主体がどこになるかが決まります。主な区分けとして、国の事業や複数の地方整備局の管内にまたがる民間事業の場合は、国交大臣が認定することになっています。また都道府県の事業や、複数の都道府県にまたがる民間事業の場合は、地方整備局長が認定することになっています。さらに、市町村の事業や、1県内で実施される民間事業の場合は、都道府県知事が認定することになっています。本県が認定庁になる場合はこれに該当します。

スライド11ページ、12ページをご覧ください。本県における相談状況と認定件数を載せております。こちらを見るとおわかりかと思いますが、相談があつてから、実際に認定に至るものはごく僅かという状況です。続いて具体の要件についてご説明します。

「3. 事業認定の要件」でございます。スライド14ページとともに、お手元の規定集のファイルに付箋を貼ったページをお開き下さい。土地収用法第20条ですが、「県知事は、申請に係る事業が次の各号のすべてに該当するときに事業の認定をすることができる」とあります。このとおり、申請事業が20条の1～4号のすべてに該当するときに事業認定をすることができます。

では、4つの要件について簡単にご説明させていただきます。スライド15ページをご覧ください。1号は、「事業が第3条各号の一に掲げるものに関するものであること」です。

事業認定ができる事業の種類には一定の制約があります。それを土地収用法第3条で定めており、収用適格事業として道路や河川等35種類の事業が列挙されています。1号要件は、この35種類ある収用適格事業に該当するか否かを審査します。

スライド16ページをご覧ください。2号は、「起業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること」です。

これは起業者が実際に事業を遂行しうる準備を整えているか否かを審査するものです。

「十分な意思」については、例えば起業者が地方公共団体であれば議会の議決があるか、事業のための総合計画等が策定されているかなどが判断の基準となります。また、「十分な能力」については、予算や人員など起業者が実際に事業を遂行できる体制の整備があるか、事業遂行に必要な行政庁の許認可等を得られているか等が判断の基準となります。

スライド17ページをご覧ください。3号は、「事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること」です。

この要件の中心的な判断事項は、「得られる公共の利益」と「失われる私的ないし公共の利益」を比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められるかということになります。

これは、事業認定取消訴訟等の判例の中で確立されてきました。右の図は、道路事業を例としてお示ししておりますが、天秤の右側、「得られる公共の利益」としては、渋滞の緩和、事故の減少、物流コストの低下などが考えられます。一方、天秤の左側、「失われる私的ないし公共の利益」としては、自然環境、個人の居住の権利、騒音などが挙げられます。これらを比較衡量し、「得られる公共の利益」が「失われる私的ないし公共の利益」に優越すると認められる場合に、本号の要件を充足するものと判断します。

審議会では申請案件について皆様にご審議いただく場合は、この第3号が審議の中心になるところであります。

スライド18ページをご覧ください。3号では、先ほど申し上げた「得られる公共の利益」と「失われる私的ないし公共の利益」の比較衡量のほかに、代替地の比較検討を行います。実際の申請案を含めた3案を様々な観点から比較検討いたしますが、周辺環境や支障物件の有無などに加え経済的観点も重要視される場所です。

スライド19ページをご覧ください。4号は、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」です。

事業が1号から3号までの各要件に合致しても、なお収用という手段をとることについて公益上の必要に欠けるところはないかどうかを審査します。

例えば、「早期に事業を施行する必要があるか」、「収用ではなく使用で解決できないか」という点があります。使用は、地下や空中のみを利用する、又は一時的に土地を利用するときに、一部の私権の行使を制限することを目的としてい

ます。「使用」で足りる土地の利用について、より権利制限の程度の強い「収用」を用いることは相当とは認められないため、申請事業の公益性の発揮のために「収用」と「使用」を合理的に使い分けているかを確認します。

以上、ご説明しました4つの要件について、それぞれ適合性があるかを判断し、すべてに該当する場合に事業認定をします。後ほど具体の事案について、4つの要件の適合性などの観点からご説明させていただきます。

続いて「4.事業認定審議会について」でございます。スライド21ページをご覧ください。「審議会設置の経緯」についてでございます。本審議会は、平成13年の土地収用法の改正により設置されました。改正の背景には住民の公共事業に対する意識の変化がございます。

改正前の土地収用法では、特定の専門家の意見を聞くことは可能でしたが、総合的な利益衡量を行った上での意見を聴取することができませんでした。

そこで、事業認定の中立性及び信頼性を向上させるために、第三者機関からの意見聴取が義務付けられ、各分野の専門的知識を有する方に議論いただくことを通じて、事業認定における公益性について専門的かつ総合的な意見を形成していただくこととなりました。

スライド22ページをご覧ください。平成13年の土地収用法改正時の国土交通委員会の附帯決議によると、「事業認定の審議に携わる委員については、法学界、法曹界、都市計画、環境、マスコミ、経済界等の分野からバランスよく人選を行い、事業認定の中立性、公正性等の確保に努めること」とあります。本県でも、この附帯決議にある6分野の皆様を委員をお願いしているところでございます。

スライド23ページをご覧ください。「開催の要件等」についてでございます。都道府県知事が事業認定の処分を行う際は、原則として審議会を開催して意見を聴き、その意見を尊重しなければなりません。

ただし、申請書の縦覧中に利害関係人からの意見書の提出がない場合、また、意見書が提出されたとしても、その内容が、事業認定庁が行おうとしている処分と反対の趣旨でない場合にはこの限りでない、とされています。以上のことは、土地収用法第25条の2に明記されていますが、これらの条文を踏まえまして、本審議会につきましても、利害関係人から反対の趣旨の意見書が提出された場合に審議会を開催してきた経緯がございます。

スライド24ページをご覧ください。「審議の内容」についてでございます。実際に審議会が開催されることになった場合、委員の皆様には主に2点についてご審議いただくこととなります。1点目は、事業認定の申請に対し、認定庁が行おうとしている処分及びその理由について、2点目は、申請書が公告・縦覧され、これに対し反対意見が提出されたとき当該意見に対する認定庁の見解について、でございます。

続いてスライド25ページをご覧ください。平成22年以降の審議会の開催状況についてでございます。

本審議会は、平成14年に第1回の審議会を開催してから、正副会長の互選等の

ために、概ね2年に1度開催してきましたが、平成27年度に本県で初めて利害関係人から意見書の提出があり、具体的に事業認定案件のご審議をお願いいたしました。この際は審議内容が多岐に渡ったことから、2度ご審議いただいています。

続いて、「5. 最近の事業認定事例」についてです。スライド27ページをご覧ください。道路事業の認定事例をご紹介します。

令和3年3月に事業認定しています「市道2671号線道路新設整備事業」についてです。こちらは海老名市が起業者になっておりまして、事業内容としては、海老名駅西側地域における渋滞等の課題解消を図るため、新たな道路を新設する、というものになっています。

スライド28ページをご覧ください。事業の概要について簡単にご説明いたします。茶色のラインが既存にある道路を示しております。図面の下側に真横に引かれているラインが県道40号横浜厚木になっており、右上から左下に斜めに引かれ県道40号と交差しているラインが県道51号町田厚木になります。またこの2つの道路を縦に結ぶラインが市道14号線になります。

起業地については、市道14号線の右側で県道40号と51号を縦に結ぶ濃紺のラインがありますが、これが本事業である市道2671号線の起業地となっています。起業地の中に赤で印をつけている箇所がございますが、これは黄緑色に着色されたJRの鉄道敷と交差する箇所になっています。起業地は鉄道敷をアンダーパスで立体交差する計画になっています。

続いて、土地収用法第20条のそれぞれの要件について確認していきます。スライド29ページをご覧ください。1号要件についてですが、本事業は土地収用法第3条第1号の「道路法による道路」に該当するものであり、1号要件を充足していると言えます。

スライド30ページをご覧ください。2号要件についてですが、起業者である海老名市は道路管理者になっています。また、事業に必要な予算措置も行っており、起業者は事業を実施する意思と能力を有するものと認められ、2号要件を充足していると言えます。

スライド31ページをご覧ください。まずは得られる公共の利益についてですが、整備前の課題として、踏切が原因で市道14号線に渋滞が発生していました。スライド32ページをご覧ください。市道14号線と鉄道敷の交差箇所は、水色で示している「上郷第一踏切」になっていますが、この踏切が原因となり、直近の交差点である黄色で示した「市立図書館西側交差点」において北側方面、南側方面ともに300メートル超えの渋滞が発生していました。

スライド33ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では鉄道敷をアンダーパスで立体交差し、踏切を通過しなくてよい道路を新設することを整備内容としています。これにより、市道14号線に集中する車両を分散させることができ、渋滞緩和が見込まれるものです。

続いて2つ目の課題についてですが、スライド34ページをご覧ください。大型車両が市道14号線を通過できないことが原因で、県道40号と51号の交差箇所

ある「河原口交差点」に大型車両が集中し県道 51 号に渋滞が発生していました。スライド 35 ページをご覧ください。北側から南側に向かう大型車両は市道 14 号線を通ることができないため、県道 51 号を通ることになります。発進スピードの遅い大型車両が多く通過することで、黄色で示しています河原口交差点には 240 メートルの渋滞が発生していました。

スライド 36 ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では大型車両が通過できる道路を新設することを整備内容としています。これにより、河原口交差点に集中する大型車両を分散させることができ渋滞緩和が見込まれるものです。続いて 3 つ目の課題についてですが、スライド 37 ページをご覧ください。先に申し上げた渋滞以外にも、この海老名駅西側地域においては渋滞や混雑が発生しています。このことで消防、救急活動に悪影響が生じています。スライド 38 ページをご覧ください。ご説明した渋滞以外にも、県道 40 号沿いで西側方面に 280 メートルの渋滞が発生しています。これは、県道 40 号と鉄道敷の交差点である海老名踏切が原因となっています。

スライド 39 ページをご覧ください。道路整備前において、緊急車両が消防署から海老名駅北西部に向けて出動する際の主な走行ルートを示しています。一番下の赤い丸が消防署になっています。ここから出発して海老名駅北西部に向かう際、緊急車両は道路幅員が狭い市道 14 号線を避け、やむを得ず混雑のあるピンクのポツで示しています海老名踏切や河原口交差点を通行している状況です。スライド 40 ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では緊急車両が混雑箇所を回避できる道路を新設することを整備内容としています。これにより、緊急車両は混雑箇所を回避することができ、現場到着時間の短縮が見込まれるものです。スライド 41 ページをご覧ください。こちらは道路整備後における緊急車両の主な走行ルートの想定を示しています。混雑していた海老名踏切や河原口交差点を回避することにより海老名駅北西部への到着が 1 分から 1.5 分短縮できる見込みとなっております。参考までにですが、救急業務においては、一般的に心臓停止後約 3 分で生存率が 50% まで低下し、その後 1 分遅れるごとに救命率が 10% 程度ずつ低下するとされており、1 分の到着時間短縮は救命において非常に効果があると言えます。

以上のような課題及び事業効果により、得られる公共の利益が相当程度あることが認められるものです。

続いて失われる利益についてです。スライド 42 ページをご覧ください。本事業は環境影響評価の対象ではありませんが、起業者は法令や基準を順守し自主的に騒音等の対策を講じることとしています。また、起業地内には埋蔵文化財や希少野生動植物は見受けられないということで、失われる利益は軽微であると認められるものです。

続いて代替地比較についてです。スライド 43 ページをご覧ください。この図面では 2 案が起業地となっていますが、その他 1 案と 3 案を合わせて比較検討を行っています。代替地比較では、社会的、技術的、経済的観点の主に 3 つの観点か

ら比較を行います。スライド 44 ページをご覧ください。本事業の場合、起業地である 2 案は、鉄道敷を立体交差することによる技術的観点では 1 案より優位性があることが認められます。また用地費等を抑えるという経済的観点では 3 案より優位性があると認められます。この他の要素も考慮すると、起業地が最も適当な土地であり事業計画が合理的であると認められるものとなっています。

スライド 45 ページをご覧ください。長くなってしまいましたが、改めて 3 号要件についてまとめますと、本事業の施行によって得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められ、合わせて事業計画の合理性から本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められます。以上のことから、3 号要件を充足していると言えます。

スライド 46 ページをご覧ください。4 号要件についてですが、現状、渋滞や消防・救急活動への影響が生じており、早期に施行する必要性が高い事業と認められます。また、起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であり、収用・使用の範囲の別も合理的と認められます。このことから 4 号要件を充足していると言えます。最後にまとめですが、スライド 47 ページをご覧ください。以上のことから、本事業は土地収用法第 20 条の要件をすべて充足すると言えます。よって、事業の認定に至ったものでございます。

続いて、公民館整備の認定事例をご紹介します。スライド 48 ページをご覧ください。令和 2 年 9 月に事業認定しています「厚木市立厚木北公民館整備事業」についてです。こちらは厚木市が起業者になっておりまして、事業内容としては、老朽化等の旧厚木北公民館における課題の解消を図るため、現地で新たな公民館を建て替える、というものになっています。

スライド 49 ページをご覧ください。事業の概要について簡単にご説明いたします。こちらに載せているのが旧公民館の写真になりますが、この公民館が抱える課題については、後ほど詳細をご説明します。

続いて、事業認定の要件について確認していきますが、1 号、2 号、4 号要件については先ほどご説明しました道路事業と似通った内容になりますので、お時間の関係上割愛させていただきます。資料にはつけておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

3 号要件についてですが、スライド 52 ページをご覧ください。まずは得られる公共の利益についてですが、整備前の課題として、旧公民館は建設から 45 年経過しており老朽化が著しい状況でした。それが原因で施設の維持管理に多額の経費を要していました。スライド 53 ページをご覧ください。旧北公民館は市内全 16 館において最も古く、建築部材や設備機器が劣化し修繕費が年間平均で約 100 万円程度かかっていました。

スライド 54 ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では新たな公民館を整備することを整備内容としています。これにより、建築躯体や設備が全面的に新設され、維持管理経費の削減が見込まれるものです。

続いて 2 つ目の課題についてですが、スライド 55 ページをご覧ください。旧公

民館は延べ床面積が 843 m²と著しく狭隘で、市内公民館ほぼ全てに整備されている体育施設がない状況でした。参考ですが、市内公民館の平均延べ床面積は 1,472.91 m²となっています。

スライド 56 ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では体育室の整備をはじめ、集会室、和室等の広さを拡充することを整備内容としています。これにより、事業の幅が広がり市民ニーズに応えられること、また特にスポーツ系の事業展開が見込まれるものです。

続いて3つ目の課題についてですが、スライド 57 ページをご覧ください。旧公民館は緊急避難場所に指定されているものの、多くの避難者を受け入れる部屋がありませんでした。また、洪水浸水想定区域に指定されているものの、受変電設備が屋外の低い位置にあるという状況でした。

スライド 58 ページをご覧ください。この課題に対し、本事業では避難者を受け入れる部屋を拡充するとともに、受変電設備を屋内3階部分に設置することを事業内容としています。これにより、避難場所としての環境が改善されるとともに、受入人数がおよそ倍になることが見込まれるものです。その他、得られる公共の利益としてスライド 59 ページに記載のようなものがありますが、ここでは説明を割愛させていただきます。以上のような課題及び事業効果により、得られる公共の利益が相当程度あることが認められるものです。

続いて失われる利益についてです。スライド 60 ページをご覧ください。本事業は環境影響評価の対象ではありませんが、起業者は法令や基準を順守し自主的に騒音等の対策を講じることとしています。また、起業地内には埋蔵文化財や希少野生動植物は見受けられないということで、失われる利益は軽微であると認められるものです。

続いて代替地比較についてです。スライド 61 ページをご覧ください。この図面では第1案が起業地となっていますが、その他第2案と第3案を合わせて比較検討を行っています。なお、第1案の起業地については、旧公民館とそれに隣接する市の児童館の立地場所でありました。

スライド 62 ページをご覧ください。3つの案について社会的、技術的、経済的観点の主に3つの観点から比較検討を行っています。本事業の場合、起業地である第1案は、旧公民館と同じ場所に建設するため、用地費が抑えられ、経済的に他2案より圧倒的に優位性があることが認められます。この他の要素も考慮すると、起業地が最も適当な土地であり事業計画が合理的であると認められるものとなっています。

スライド 63 ページをご覧ください。長くなってしまいましたが、改めて3号要件についてまとめますと、本事業の施行によって得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められ、合わせて事業計画の合理性から本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められます。以上のことから、3号要件を充足していると言えます。

なお、今回、1号、2号、4号要件の説明は割愛させていただきましたが、こ

れらについてはすべて要件を満たしていることを確認しております。

最後にまとめですが、スライド 65 ページをご覧ください。以上のことから、本事業は土地収用法第 20 条の要件をすべて充足すると言えます。よって、事業の認定に至ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

【議長(佐藤委員)】

ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。

(質問なし)

当審議会においては、土地収用法の規定に則り、中立性、公正性を旨として審議することを確認したということにしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。本日予定されている議題は以上でございます。

最後に、本日の議事録の公開方法について協議したいと思っております。これについて事務局から説明をお願いします。

【事務局】

審議結果は、運営規程に基づきまして、県のホームページへの掲載などによって、公開することになります。そこで、発言された委員の氏名をお出ししてよいか、文章的に整理した上で発言内容をそのまま掲載してよいかという 2 点について、確認をお願いしたいと思います。

なお、これまで委員の改選時に開催された審議会については、すべて発言者名を記載し、発言内容をそのまま公表しております。

【議長(佐藤委員)】

ありがとうございました。ご意見等はございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、発言した委員名を記載して、発言内容はそのまま記載するというようにいたします。

なお、細かい「てにをは」の訂正等、体裁については、私にご一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

他にご意見ご質問はございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

それでは、議題は以上で終了いたします。ご協力ありがとうございました。
それでは、この後の進行は事務局にお願いします。

【用地課長】

どうもありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議は終了いたします。議事録は完成しましたら、皆様に送付させていただきます。本日はありがとうございました。

以上